

豊中市第（ ）地区民生・児童委員協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、豊中市第（ ）地区民生・児童委員協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、豊中市社会福祉協議会内におく。

(組 織)

第3条 協議会は、第（ ）地区所属民生・児童委員をもって組織する。

(目的・事業)

第4条 協議会は、民生委員法第24条および児童福祉法第12条に規定する任務の円滑な遂行をはかることを目的とする。

2 協議会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 委員の職務に関する連絡および協調。
- (2) 社会福祉事業に関する調査・研究並びに情報および資料の収集。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業。

(役 員)

第5条 協議会に下記の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 会 計 1名
- (4) 書 記 1名
- (5) 監 事 2名
- (6) 地区委員長および副地区委員長 若干名
- (7) 主任児童委員連絡会代表 1名

(役員の任務)

第6条 協議会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表するとともに会務を掌理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務をつかさどる。
- (3) 会長及び副会長は、原則として地区委員長を兼ねることはできない。
ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- (4) 会計は、本会の財産管理・現金出納その他の会計事務をつかさどる。
- (5) 書記は、本会の記録・報告書の作成その他の庶務を処理する。
- (6) 監事は、会計に関する事務を監査する。
- (7) 地区委員長は、所属委員の職務遂行に必要な事項を処理する。
- (8) 副地区委員長は、地区委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (9) 主任児童委員連絡会代表は、主任児童委員連絡会を代表し、会議に出席して意見を述べる。

(相談役)

第7条 本会に相談役をおくことができる。

- 2 相談役は、協議会会長経験者のうち、会長が推薦し役員会の同意を得てこれを委嘱する。ただし、現に民生委員児童委員の職にある者のなかから推薦するものとする。
- 3 相談役は、会長の諮問又は相談に応じ、必要な助言をおこなうとともに、協議会の業務に参加するものとする。

(役員を選任)

第8条 役員を選任は、下記による。

- (1) 会長の選任は、役員会において、地区委員長が、委員の中から選出し、総会で承認を得る。
- (2) 副会長、会計、書記、監事は会長が推薦し、総会で承認を得る。
- (3) 地区委員長並びに副地区委員長は、所属地区委員の互選とする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 役員の任期の起算は毎年12月1日とする。ただし任期満了といえども後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。
- 3 前2項の規定は、一斉改選の年に役員であったものが、再任された場合にも適用する。

(会 議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会および地区委員会とする。

- 2 会長は必要に応じて総会・役員会を招集し、地区委員長は、地区委員会を招集する。ただし、各々の会議は、その構成員の1/3以上の者の請求があるときはこれを招集しなければならない。
- 3 会議は、構成員の1/2以上の出席をもって成立する。ただし同一の目的により再度招集しても過半数に達しない時はこの限りではない。
- 4 会議の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は出席者として議決に加わることができない。

(総 会)

第11条 総会は、民生・児童委員全員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議長は役員会で推薦し総会の承認を得る。
- (2) 会務の報告
- (3) その他会長が付議した事項

(役員会)

第12条 役員会は、本会則第5条の役員をもって構成し、次の事項を処理する。

- (1) 総会に付議する事項を定める。
- (2) 総会により委任された事項を処理する。
- (3) その他会長が付議した事項を審議し、又は執行する。

(地区委員会)

第13条 地区委員会は地区内民生・児童委員をもって構成し、次の事項を処理する。

- (1) 役員会に付議する事項を定める。
- (2) 総会および役員会の議決により委任された事項を処理する。
- (3) その他地区委員長が必要と認める事業を執行する。

(部会、特別委員会及び連絡会)

第14条 協議会は事業の効果的な推進にあたり役員会の承認を得て部会、特別委員会及び連絡会を置くことができる。

- 2 部会、特別委員会及び連絡会に関して必要な事項は会長が役員会の承認を得てこれを定める。
- 3 部会には部会長を置き、特別委員会には委員長、連絡会には代表を置いてその選出については各部会、特別委員会及び連絡会において行う。
- 4 部会長、委員長及び代表は、会長の求めに応じ会議に出席して部会、特別委員会及び連絡会に関する事項について意見を述べるものとする。

(会 計)

第15条 協議会の会計は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(改 廃)

第16条 この会則の改廃は、総会の議決による。

(細則への委任)

第17条 この会則の施行に関して必要な事項は、会長が役員会又は総会にはかり別に定める。

付 則

- 1 この会則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 旧会則はこれを廃止する。

〔平成8年5月 一部改正〕

〔平成9年5月 一部改正〕

〔平成12年1月一部改正、平成12年4月1日施行〕

〔平成16年12月1日 一部改正〕

〔平成21年2月1日 一部改正〕

〔平成23年4月1日 一部改正〕